

基準財政需要の近年の動向等に関する実証分析
—地方交付税制度の見直しに向けて—

2006年4月

井堀利宏*・岩本康志*・河西康之#・土居丈朗♦・山本健介#

要 旨

1. 地方交付税の問題点の総論

- ・ 基準財政需要額から基準財政収入額を控除して算定する方式（引き算方式）によって算定されているので、経済活性化によって税収が増えても、その4分の3は基準財政収入に算入され、交付税額が減額されることから、経済活性化による増収に向けたインセンティブが生じにくい仕組みとなっている。
- ・ 毎年、地方交付税額が変動し、収入の予見可能性が低く、地方自治体が主体的かつ円滑に地域経営を行うための阻害要因となっている。

2. 地方交付税の変動とその要因分析

- ・ 地方交付税額は毎年大きく変動している【図表1】
現行の算定方式では、各自治体の予算編成時における、地方交付税額の予測可能性を損なっている。また、今後算定方式の改革を行うのに際し、改革後に現行制度下での配分額と大きく変動することを、改革に反対する理由にするのは現実と辻褃が合わない。なぜならば、既に、現行制度下でも交付額が大きく変動しているからである。
- ・ 地方交付税額の変動には、基準財政需要額の変化が大きく寄与している。

【図表2】

* 東京大学大学院経済学研究科

経済産業省経済産業政策局

♦ 慶應義塾大学経済学部

3. 基準財政需要算定の実態

(1) 算定の考え方

- ・ 基準財政需要額は、法律等により義務付けられている業務も勘案しながら、行政項目毎に測定単位を定め、単位費用及び補正係数を乗じて算定されており、きめ細かに緻密な積算が行われている。【図表 3】

(2) 積算と決算との比較

- ・ きめ細かな積算が行われているが、基準財政需要額の積算と地方自治体の決算を比較してみると、大きく乖離している例がある。こうした事例では、きめ細かに緻密な積算を行うことの意味は小さいと言える。

【図表 4】

(3) 単位費用の推移

- ・ 法律等により地方自治体に新たな義務付けがなされるなどの要因もあるが、単位費用は毎年大きく変化。【図表 5】
- ・ また、地方交付税総額の影響を受けている面も否定できず、その意味でも、きめ細かな緻密な積算の意味は小さいと言える。

(4) 人口・面積による算定

- ・ 人口と面積で現在の算定方法による基準財政需要額を一次回帰すると、都道府県ベースでは、回帰式によって得られる値と実績値の乖離幅は非常に小さい（ちなみに、回帰分析では、人口と面積の二次の項をも含めた分析も試みている）。【図表 6】 この意味でも、きめ細かな緻密な積算の意味は小さいと言える。また、市町村ベースでは一定以上の乖離がある市町村も少なからず存在している。【図表 7】

(5) 国の義務的部分の比率

- ・ 基準財政需要額のうち、法律等により義務的となっている事務に相当する部分は、真に法的に義務的な部分に限定すれば 2～3 割程度、事実上義務的に近いとの指摘のあるものも含め、広めに考えた場合でも 4～5 割程度に止まり、上記の人口と面積で算定した場合の乖離幅を踏まえれば、ほとんどの地方自治体において法律等により義務付けられている業務を行うことが不可能となるものではない。【図表 8】

4. 見直しの試案

(1) 人口及び面積による基準財政需要額の算定

- ・ 人口と面積で基準財政需要額を算定することとすれば、基準財政需要額、ひいては、地方交付税額の予見可能性が向上する。
- ・ なお、この際、必要に応じ、移行措置等を検討することも必要である。

(2) 引き算方式の廃止によるインセンティブの向上

- ・ 地域活性化による増収に向けたインセンティブを強化するためには、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いて地方交付税額を算定する現行の方式を改める必要がある。
- ・ 具体的には、例えば、人口及び面積当たりの税収が一定の水準に満たない地方自治体に対してその水準に達するよう、地方交付税を交付する方式が考えられる。【図表9】
- ・ なお、この際、必要に応じ、移行措置等を検討することも必要である。

(3) 一定期間固定による予見可能性の向上

- ・ 更なる予見可能性の向上のためには、交付税額を一定期間（例えば3年間）固定することが有効である。